

太田市承認工事及び道路占用に係る 舗装構成の変更について（ご案内）

太田市都市政策部道路整備課



平成 27 年度～

表層 上層路盤 下層路盤
5・10・15に！

道路整備課では、承認工事及び道路占用に係る舗装構成について、表層（密粒度アスコン 13） 4 cm 以上、上層路盤（粒度調整碎石 30 - 0） 7 cm 以上、下層路盤（切込碎石 40 - 0） 22 cm 以上としておりましたが、平成 27 年 4 月から表層 5 cm 以上、上層路盤 10 cm 以上、下層路盤 15 cm 以上と変更いたします。

変更理由は下記のとおりであり、平成 27 年度から太田市が築造する道路や太田市開発指導要綱等も含めて、市道の舗装構成を一元化するものです。

記

変更理由

- （1）アスファルト舗装要綱の基準を満たすことができる。
- （2）交通量区分が N3 交通に対応できるため、品質の高い道路となり、ライフサイクルコストを低減できる。
- （3）施工に伴う掘削土量を 3 m³/100m² 減少できるため、環境負荷を軽減できる。
- （4）下層路盤の転圧回数が減り、コスト削減を図ることができる。

平成 27 年 4 月からの舗装構成

密粒度アスコン	5 cm
粒調碎石	10 cm
切込碎石	15 cm

※その他不明な点はお問い合わせください。